

# 別添

## 1 老朽化した都市計画施設の改修に関する事業

・次表の都市計画施設の改修事業は、都市再生特別措置法第109条の2に基づく都市計画事業として実施します。

表 事業一覧（令和3年2月2日茨城県同意）

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業地	改修事業の概要	事業施行期間		新たな土地の収用又は使用	備考
				自	至		
ひたちなか市	水戸・勝田都市計画事業 3・4・40号 勝田停車場佐和線	ひたちなか市高場1丁目及び稲田1丁目地内	歩道のバリアフリー化	本計画公表日	令和6年 3月 31日	該当しない	新規

図 対象区間

